令和元年度　日高村営住宅（国岡団地）入居者募集要項

「 村営国岡団地 」の入居者を下記のとおり募集致します。

○ **募集戸数**　　村営国岡団地　2戸（ 1階22号室　2階28号室 ）

○ **構　　造**　　鉄筋コンクリート造3階建　3DK

○ **所在地**　　日高村下分3092番地2

○ **募集期間**　　令和元年6月3日（月）～　6月13日（木）

○ **入居予定日**　　令和元年7月下旬予定(22号室)、令和元年8月中旬予定(28号室)
とし、入居者決定後本人に通知します。

○ **選考方法**　　日高村営住宅入居者選考委員会において入居者を決定します。

○ **受付場所**　　高知県住宅供給公社　(tel 088-883-0344)
日高村役場　建設課　(tel 0889-24-5114)

（直接ご本人が受付場所へお越しの上、申込みをして下さい。郵送による受付は致しません。）

○ **住宅使用料**

No.	☆ 認定収入月額　(政令月収)		令和元年度 使用料
	下限値	上限値	国岡団地B棟　(1戸)
1	0円	104,000円	13,300円
2	104,001円	123,000円	15,400円
3	123,001円	139,000円	17,600円
4	139,001円	158,000円	19,900円
5（※）	158,001円	186,000円	22,700円
6 （※）	186,001円	214,000円	26,200円

入居しようとする方全員（申込家族）の収入額合計より算出した「☆ 認定収入月額」が158,000円（※裁量世帯(№5～6)であれば214,000円）以下であれば、入居資格の一つである収入基準を満たします。

「☆ 認定収入月額」の算出につきましては、次の手順にて、裏面「認定収入月額算定表」により算出できます。

①　②　③　④

☆

年間総収入の確認 → 年間総所得の計算 → 控除の計算 → 控除後の所得額を12で割る → **認定収入月額**

○ **入居資格**

① 入居しようとする方全員（申込家族）の月収額の合計額が158,000円（※裁量世帯(№5～6)であれば214,000円）以下であること。
② 身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令第6条第1項で定めるもの。
③ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
④ 既居住地の市町村に対する公租公課を完納している者であること。
⑤ その者又は同居者が暴力団員、暴力団関係者でないこと。

入居が決定した後についての注意事項

○ 入居後は、必ず入居者全員の住民票を団地の住所（所在地）に移していただきます。
○ 入居決定後、住宅使用料の３ヶ月分の敷金の納付が必要です。
○ 家賃は毎年所得証明書（世帯全員分）を提出してもらい、その収入に応じて決まります。
○ 入居決定後は団地自治会に加入していただき、自治会活動にご協力をお願いすることになっています。又、住宅使用料とは別に共益費が必要です。
○ 駐車場は、１世帯につき１台のみ可能です。
○ 動物等の飼育は他の入居者の迷惑となる為、団地内における犬、猫等の動物等の飼育は、禁止しています。

入　居　申　込　時　の　必　要　書　類

① 日高村営住宅入居許可申請書
② 附属書
入居申込時、連帯保証人　２名が必要です。（独立して生計を営むもの・年齢65歳以下・年間住宅使用料より所得のある方）
③ 平成30年度（平成29年分）所得証明書（世帯全員の所得が分かるもの。）〔所得が０円でも必要です。〕
④ 住民税・固定資産税・軽自動車税・国保税(料)・介護保険料・後期高齢者保険料等の公租公課にかかる納税証明書。
⑤ 住民票　（世帯全員（ 同居人含む ）すべてが分かるもの。）
⑥ 現在借家にお住まいの方は、支払い家賃の領収書。
⑦ 連帯保証人　２名の所得証明書及び納税証明書（上記③、④参照）

お問い合わせ先　高知県住宅供給公社 管理課 電話　088-883-0344

日高村役場　建設課　電話　0889-24-5114